

社会福祉法人府中市社会福祉協議会  
府中市立心身障害者福祉センター身体拘束適正化のための指針

令和3年10月1日制定

## 1 理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。当センターでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

## 2 身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当センターにおいては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急でやむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクのほうが高い場合で、①切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合）②非代替性（身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする介護方法がない場合）③一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合）の3要件のすべてを満たした場合のみ身体拘束ができるものとし、その場合は速やかに虐待防止・権利擁護並びに身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）に報告するとともに、その必要性、妥当性を検証するものとします。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過を記録し、本人、家屋に説明、同意を得るとともに、早期に拘束を解除するよう努めます。

### (3) 日常行為における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日中活動において、以下のことに取り組みます。

ア 利用者主体の行動・尊厳ある活動に努める。

イ 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。

ウ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

エ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。

万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、委員会において検討する。

オ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な活動をしていただけるように努める。

### 3 身体拘束廃止に向けた体制

#### (1) 虐待防止・権利擁護並びに身体拘束適正化委員会の設置

当センターでは、身体拘束の廃止に向けて、虐待防止・権利擁護並びに身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置します。その所掌事務等については、「社会福祉法人府中市社会福祉協議会府中市立心身障害者福祉センター虐待防止・権利擁護並びに身体拘束適正化委員会の設置及び運営に関する要綱」の定めるとおりです。

### 4 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

#### (1) 虐待防止・権利擁護並びに身体拘束適正化委員会への報告

緊急やむを得ず身体拘束を行った場合は、速やかに委員会を開催し、拘束による利用者的心身の損害や拘束をしない場合のリスク並びに①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてをみたしていることについて報告するとともにカンファレンスを開き、その妥当性について検討、確認します。その中で、拘束の方法、場所、時間帯、期間等についても検討し、身体拘束の解除に努めます。

#### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施します。

#### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、ケース記録等を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかつた理由などを記録します。また身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討し、その記録は5年間保存、行政担当の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

#### (4) 拘束の解除

前項の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者・家族に報告します。

### 5 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

#### (1) 定期的な教育・研修の実施

#### (2) 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

#### (3) その他必要な教育・研修の実施

## 6 指針の閲覧について

当センターの身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当センターのホームページに公表します。

## 付 則

この指針は、令和5年12月1日から施行する。